

建設工事最低制限価格等の算定方法について

「一般財団法人函館市住宅都市施設公社建設工事最低制限価格制度実施要領」を次のとおり改正します。

改正の概要

1 基準価格の設定

- (1) 「一般財団法人函館市住宅都市施設公社建設工事最低制限価格制度実施要領」中の基準価格の改正

最低制限価格を算定するための基準となる価格（＝基準価格）を、次に掲げる額の合計に改正します。

現 行		改正後
(1) 直接工事費の 95%		(1) 直接工事費の 95%
(2) 共通仮設費の 90%	→	(2) 共通仮設費の 90%
(3) 現場管理費の 80%		(3) 現場管理費の 90%
(4) 一般管理費の 55%		(4) 一般管理費の 55%

2 適用時期

平成 28 年 6 月 1 日以降に入札公告する建設工事から適用します。

その他詳細については、

[一般財団法人函館市住宅都市施設公社建設工事最低制限価格制度実施要領](#)をご覧ください。